

年次有給休暇の計画的付与について（通知）

労働基準法第39条第6項、及び土佐市社会福祉事業団就業規則第31条第9項の規定による土佐市社会福祉事業団職員労働組合との協定に基づき、年次有給休暇の計画的付与を本年度2・4半期から実施することとしたので下記のとおり通知します。

記

対 象 者 職員全員

計画的付与日数 それぞれに付与されている年次有給休暇で、5日を超える日数のうち5日まで（年間）

計 画 期 間 年次を4つの期間（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）に分け、各期間で計画策定を行います。

希 望 聴 取 上記各期間の始期までに各職員の希望を聴取し、計画策定を行います。なお、業務の都合上、希望日に取得させることが困難な場合は調整を行うことがあります。